

公募型プロポーザル実施の公示

2022年7月19日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和4年度広域周遊観光促進のための観光地域支援事業
「通訳案内士によるコアなニーズに対応する高額消費者層向けツアー造成促進事業」

(2) 事業の目的及び概要

関西観光本部では、関西インバウンド観光の目指す姿を関係者と共有し、連携協働した取組のため「関西ツーリズムグランドデザイン2025」(以下GD)を策定した。この中では目指す姿を「関西一円に海外旅行者が訪れ、地域が賑わい潤う姿」とし、目的を「地域の豊かな暮らしへの貢献」と「関西経済への貢献」としている。

本事業はそのためのGD戦略の一つ「スモールマスマーケット(マス(多数)ではないが一定の市場規模が見込める消費者の層や集団)&ストーリーマーケティング(商品をストーリーとともに消費者に訴求し共感してもらいその行動を促すマーケティング手法)による誘客促進」の施策として位置づけ展開する。

コロナ以前において関西のインバウンドで賑わった各エリアも2年に続くコロナ禍で大きく傷ついている。本事業は、アフターコロナにおいて、周辺の魅力あるエリア(GDアクションの新たな魅力創出の策として)のスモールマスマーケットとして埋もれているその中でもコアな尖ったコンテンツ・ニーズ市場を対象とすることにより、新たな市場の開拓を狙う。

これまで、様々なお客様対応を直接行ってきた通訳案内士が有する高い知見と接客などのノウハウを活用し、訪日外国人のコアなニーズに対応し、ガイドフィなどは高くても申込・購買を促進する高額消費者層(自分のニーズに合えば高額でも旅行商品を購入する層)向けガイドツアーを自らがコアな尖った商品として開発・造成・販売する。

関西観光本部では、本補助事業において、令和3年度まで通訳案内士を対象にテーマコンテンツに対するノウハウ向上などの教育を主に事業を実施し、ツアー検索サイト構築を加えた受入環境の整備事業を実施し、その結果として自主的なツアー造成に繋がる取り組みを行った。令和4年度での本事業は、これらの基盤のうえにおいて、通訳案内士自らがツアーを造成することを前提にしたスモールマスマーケットにおけるコアなニーズ対応のコンテンツ造成事業として継続的な取り組みを図る。

(3) 委託金額の上限

6,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
一般財団法人関西観光本部 担当 野村・長田
メールアドレス: koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間: 2022年7月19日(火)から2022年8月3日(水)17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

・URL1: 募集要領

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/220719_募集要領.pdf

・URL2: 仕様書

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/220719_仕様書.pdf

・URL3: 評価要領

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/220719_評価要領.pdf

・URL4: 評価基準

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/220719_評価基準.pdf

・URL5: 提案書様式(1)～(5)

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/220719_様式.pdf

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2022年8月5日(金) 17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。

募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本5部(社名なし)提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2022年7月27日(水)17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による

以上